

議会議務局告示第一号

広島県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月六日

広島県議会議長 中 本 隆 志

広島県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

広島県議会個人情報保護条例施行規程（令和五年三月三十日議会議務局告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（個人識別符号） 第三条（略） 一―五（略） 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等 七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等 八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等 九（略） 十 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号 十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等 十二・十三（略） 十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等 十五―十七（略） （要配慮個人情報） 第四条（略） 一（略） イハ（略） ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障	（個人識別符号） 第三条（略） 一―五（略） 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号 七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号 八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号 九（略） 十 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号 十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号 十二・十三（略） 十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号 十五―十七（略） （要配慮個人情報） 第四条（略） 一（略） イハ（略） ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障

害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

二一五 (略)

(個人の権利利益を害するおそれが大きいものの)

第五条 (略)

一・二 (略)

三 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報(議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 (略)

2 議長は、条例第十一条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 (略)

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報(前項第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)の項目

三一五 (略)

第八条 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)

2一7 (略)

8 (略)

一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ・ロ (略)

二 条例第十七条第二項第一号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

9 (略)

第十条 (開示請求等における本人確認手続等)

一 (略)

一 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求をする者」)

害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二一五 (略)

(個人の権利利益を害するおそれが大きいものの)

第五条 (略)

一・二 (略)

三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 (略)

2 議長は、条例第十一条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

一 (略)

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

三一五 (略)

第八条 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)

2一7 (略)

8 (略)

一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ・ロ (略)

ハ 条例第十七条第二項第一号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 (略)

第十条 (開示請求等における本人確認手続等)

一 (略)

一 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求をする者」)

求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの 二 (略) 2―5 (略) (開示決定の際に通知すべき事項) 第十一条 (略)	求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの 二 (略) 2―5 (略) (開示決定等の通知) 第十一条 (略)
---	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第1号（第9条関係） (略) 開示請求書 (略) 1 (略) 2 (略) (略) 3 本人確認等 (略) イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。 (略) (略) (略) 4 (略) (略)	様式第1号（第9条関係） (略) 開示請求書 (略) 1 (略) 2 (略) (略) 3 本人確認等 (略) イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☒ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。 (略) (略) (略) 4 (略) (略)

様式第 5 号（第14条関係）

(略)

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第 2 6 条第 1 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

(略)

様式第 5 号（第14条関係）

(略)

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第 2 6 条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

(略)

様式第11号（第20条関係）

(略)
訂正請求書
(略)
(略)
(略)
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
(略)
(略)
(略)

様式第11号（第20条関係）

(略)
訂正請求書
(略)
(略)
(略)
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
(略)
(略)
(略)

様式第15号（第23条関係）

(略)
訂正決定等期限特例延長通知書
年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。
(略)

様式第16号（第24条関係）

(略)	
保有個人情報提供先への訂正決定通知書	
(略)	
(略)	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	(略)
(略)	
(略)	(略)

様式第15号（第23条関係）

(略)
訂正決定等期限特例延長通知書
年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第36条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。
(略)

様式第16号（第24条関係）

(略)	
保有個人情報提供先への訂正決定通知書	
(略)	
(略)	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	(略)
(略)	
(略)	(略)

様式第17号（第25条関係）

(略)
利用停止請求書
(略)
(略)
(略)
2 請求者本人確認書類
☐ 運転免許証
☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
☐ その他（ ）
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
(略)
(略)
(略)

様式第17号（第25条関係）

(略)
利用停止請求書
(略)
(略)
(略)
2 請求者本人確認書類
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証
☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
☐ その他（ ）
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
(略)
(略)
(略)

様式第21号（第28条関係）

(略)

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

(略)

様式第21号（第28条関係）

(略)

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第43条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

(略)

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の広島県議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の広島県議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。